

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則一部改正について

以下、改正箇所抜粋

(廃棄物搬入の届出)

第 18 条 条例第 36 条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第 26 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあつては一般廃棄物等搬入届出書（第 12 号様式）により搬入しようとする日の 10 日前から 6 日前までの間に、産業廃棄物（市長が定めるものを除く。）にあつては産業廃棄物搬入届出書（第 13 号様式）により市長が定める日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入すると市長が認める者の条例第 36 条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第 26 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあつては一般廃棄物等継続搬入届出書（第 14 号様式）により市長が定める日までに行わなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第 20 条 (略)

2 (略)

- 3 条例第 38 条第 2 項又は第 4 項の規定により、市長が記載又は報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称
- (2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

第 13 号様式（第 18 条第 1 項）

次ページのとおり

産業廃棄物搬入届出書

(届出先)
横浜市長

年 月 日

届出者(排出者)
住所
氏名

㊟

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

発生場所	所在地				
	名称				
担当者	氏名			電話 ()	
種類、 荷姿、 計画量 及び 処分回数 (搬入台数)		ばら・袋・その他()	t	台	
		ばら・袋・その他()	t	台	
		ばら・袋・その他()	t	台	
		ばら・袋・その他()	t	台	
		ばら・袋・その他()	t	台	
		ばら・袋・その他()	t	台	
運搬者	収集運搬業者	所在地			
		名称			
		電話 ()	()	()	
	許可番号	第 号	第 号	第 号	
自己運搬	車両番号及び 車両重量	kg	kg	kg	
		kg	kg	kg	
横浜市の 処理施設	所在地				
	名称				
横浜市 指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	搬入番号	号			

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 担当者は、実際に当該廃棄物の搬出に関わる者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。

受 付

(A4)